

○北広島町スポーツ大会参加助成金交付要綱

平成26年9月26日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北広島町内で活動する個人及びスポーツ団体が優秀な成績をおさめ、県又は中国地方の代表として全国大会に出場する場合、町がその経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象、基準及び金額)

第2条 助成対象、基準及び金額は、次の表のとおりとする。

対 象	基 準	金 額
財団法人日本高等学校野球連盟(以下「高野連」という。)主催の全国高等学校野球選手権大会又は選抜高等学校野球大会	町内に所在する高等学校及び高等学校の管理する実行委員会等が支出する大会出場のための選手等派遣費及び応援費(以下「助成対象経費」という。)について助成する。	助成対象経費から高野連が支給する額を控除した額の2分の1以内とし、300万円を限度とする。
全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟・各学生連盟・国、若しくは日本体育協会加盟団体主催の全国大会	北広島町民又は町内に所在する学校・団体に所属する個人、町内に所在する学校が管理する団体又は町内にその活動の主たる拠点を置き登録者5人以上で構成している団体が支出する大会出場のための経費について助成する。	個人に対して交付する助成金の額は、1人1万円とする。登録者5人以上で構成する団体に対して交付する助成金の額は5万円とする。 なお、町長がこの額により難いと認めるときは、その都度別に定めるものとする。
その他、町長が認めた全国大会	北広島町民又は町内に所在する学校・団体に所属する個人、町内に所在する学校が管理する団体又は町内にその活動の主たる拠点を置き登録者5人以上で構成している団体に対し激励金として交付する。	個人に対して交付する助成金の額は、1人5千円とする。登録者5人以上で構成する団体に対して交付する助成金の額は2万5千円とする。

(申請等の手続き)

第3条 助成金の交付を受ける者は、別に定める申請書に第2条に掲げる大会参加を証明できる資料を添付し、申請をしなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この教育委員会告示は、平成26年9月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。